

横浜市行政不服審査会答申
(第28号)

平成30年1月17日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「平成 29 年度市民税・県民税賦課決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

本件は、旭区長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して、平成 29 年度市民税・県民税賦課決定処分（平成 29 年 6 月 1 日付け。以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人が、市民税・県民税の所得割額及び均等割額の算定においては、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護を受けていたことを考慮すべきとして、本件処分の取消しを求めて審査請求をしたものである。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

平成 28 年 1 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間、生活保護法に基づく生活扶助を受けていたことを考慮した税額とすべきである。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）は、賦課期日現在、市内に住所を有する個人に対して、均等割額及び所得割額の合算額によって市民税・県民税を課すると規定する（法第 23 条、第 24 条第 1 項第 1 号、第 39 条、第 41 条第 1 項、第 292 条、第 294 条第 1 項第 1 号及び第 318 条）。
- (2) 法は、賦課期日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者に対しては、市民税・県民税の均等割及び所得割を課することができないと規定する（法第 24 条の 5 第 1 号及び第 295 条第 1 号）。
- (3) 審査請求人は、本件処分にかかる賦課期日である平成 29 年 1 月 1 日に旭区内に住所を有しており、かつ、同日時点において生活保護法の規定による生活扶助を受けていないため、本件処分にかかる市民税・県民税が課される。

- (4) 市民税・県民税の所得割額及び均等割額の算定において、審査請求人が主張するような保護を受けている期間を考慮に入れるとする法令の規定は存在しない。
- (5) 審査請求人の市民税・県民税の所得割額及び均等割額の算定は、適正になされている。
- (6) 本件処分にかかる平成 28 年中の課税総所得金額の計算及び市民税・県民税として 8,200 円（市民税所得割額 1,200 円、県民税所得割額 800 円、市民税均等割額 4,400 円、県民税均等割額 1,800 円）を賦課した本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 課税処分に際し、前年に生活扶助を受けていたことを考慮すべきか

審査請求人は、平成 28 年 1 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間、生活保護法に基づく生活扶助を受けていたことを考慮した税額とすべきである旨主張する。

この点、「考慮した税額」との主張の趣旨は判然としないものの、上記審査請求人の主張や処分庁の弁明に何ら反論がないことからすれば、審査請求人の主張は、生活扶助を受けていた期間に得た収入の全部又は一部は、課税総所得金額の算出に際し控除等すべきと主張するものと解されるから、本件審査請求においては、以下これを前提に判断することとする。

個人の市民税・県民税については、市や県が行政サービスを提供するために必要とする経費について、広く住民にその負担を分任させることを旨とする税である。

一方で、住民の中には、自ら生活の資を得ることができず扶養されているもののようによ担税力の全くない者あるいは、生活扶助を受けている者などの

ように担税力が著しく薄弱な者がおり、これらの者に対しては、税負担を求めることは望ましくないと解される（東京高等裁判所昭和 55 年 2 月 25 日判決同旨）。

そこで、法第 295 条第 1 項は、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者及び障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が 125 万円を超える場合は除く。）に対しては、市民税の均等割及び所得割を課することができないとしている（法第 24 条の 5 の規定により県民税も同じ。）。また、横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 24 条は、前年の合計所得金額が規則で定める金額以下の小額所得者（横浜市市税条例施行規則（昭和 25 年 12 月横浜市規則第 80 号）第 16 条の 3 の規定において、その年度の初日の属する年の前年の合計所得金額（その者に法第 314 条の 2 に規定する配偶者控除額又は扶養控除額がある場合は、それぞれその額を控除した後の金額とする。）が法第 314 条の 2 に規定する基礎控除額以下の者をいう。）などについては、市民税の均等割を課さないとしている。このように、法及び条例は、全く担税力のない者又は担税力が著しく薄弱である者についてまで負担を求めることのないよう税負担の公平を図っている。

また、市民税の所得割の課税標準は、法第 313 条第 1 項の規定により、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額とされ、総所得金額のうち本件のような公的年金等にかかる雑所得の金額は、その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額とされている（所得税法（昭和 22 年法律第 27 号）第 35 条第 2 項第 1 号）。ここから法第 314 条の 2 の規定により所得控除がされ（法第 34 条の規定により県民税も同じ。）、課税総所得金額が算出される。そして、市民税の所得割額については、「所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100 分の 6 を乗じて得た金額」（条例第 29 条の 2）から法第 314 条の 6 の規定により調整控除額を引いた額とされ、県民税の所得割額については、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に「100 分の 4.025」（神奈川県県税条例（昭和 45 年神奈川県条例第 26 号）附則第 39 項第 1 号）を乗じて得た金額から法第 37 条第 1 項の規定により調整控除額を引いた額とされている。

本件では、賦課期日である平成 29 年 1 月 1 日時点において（法第 39 条及び第 318 条）、審査請求人は、生活扶助を受けている者及び障害者、未成年者、寡婦又は寡夫ではないし、審査請求人の合計所得金額（399,004 円）は、法第 314 条の 2 に規定する基礎控除額（330,000 円）以上であるから非課税者に該当しない。

また、生活扶助を受けていた期間に得た収入の全部又は一部を、課税総所得金額の算出に際し控除等すべき旨の規定は何ら存在しないことは上記法令を見ても明らかである。

そもそも、租税の賦課徴収は、国民の財産権を侵害するものであるから、将来、いつ、いくら課税がなされるかについて、国民が予測できるように法令において明確に定められなければならないものである。また、無数の納税者の具体的、個別的事情を考慮することは困難な場合が多いため、外形的状況に着目して課税要件が定められ、その形式的外觀に対応した適用をせざるを得ないというべきである。

したがって、法令の規定がないにもかかわらず、市民税・県民税を課することとしないことや、生活扶助を受けていた期間に得た収入の全部又は一部を、課税総所得金額の算出に際し控除等することは理由がないのであるから、審査請求人の主張には理由がない。

その他、本件処分を違法又は不当足らしめる事由は認められないから、本件処分は適法かつ妥当といえる。

(2) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(3) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成 29 年 8 月 7 日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出等依頼
平成 29 年 8 月 25 日	・ 弁明書及び証拠書類の受理
平成 29 年 9 月 5 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成 29 年 10 月 13 日	・ 反論書の再提出の依頼
平成 29 年 12 月 12 日	・ 審理手続の終結
平成 29 年 12 月 18 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成 29 年 12 月 20 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成 30 年 1 月 17 日	・ 調査審議